

## 京都薬科大学紀要規則

### (目的)

第1条 この規則は、京都薬科大学（以下「本学」という。）が出版する紀要（以下「紀要」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、紀要出版の効率的かつ公平な取扱いを図り、もって本学の教育研究の向上並びに学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 紀要の名称は、次のとおりとする。

和 名 京都薬科大学紀要

英文名 Bulletin of Kyoto Pharmaceutical University

### (投稿)

第3条 投稿資格、論文の種類及びその他投稿に関する事項は、京都薬科大学紀要投稿規定として別に定める。

### (編集委員会)

第4条 紀要の編集等に関する事項を審議するため、京都薬科大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 投稿原稿の審査に関する事項
- (2) 紀要の編集に関する事項
- (3) 寄稿依頼等に関する事項
- (4) 投稿規定に関する事項
- (5) その他紀要の年間発行回数等、出版に関し必要な事項

### (組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系又は統合薬科学系所属の教育職員 2名
- (3) 基礎科学系所属の教育職員 1名
- (4) 薬学教育系所属の教育職員 1名
- (5) 学長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第4号までの委員は、職員就業規則第3条第1項第1号に定める教育職員の教授、准教授、講師及び助教のうちから図書館長が推薦し、学長が任命する。

- 3 第1項第5号の委員は、学長が任命し、任期を定める。
- 4 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項第2項から第4項までの委員は、再任されることができる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、1年度内に2回以上開催する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局研究・産学連携推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、紀要に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、2019年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される第6条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、2021年3月31日までとする。

附 則

この規則（一部改正）は、2019年11月26日から施行し、2019年10月1日から適用する。